

PITFALLS:

- 1 健康診断事後措置 58
- 2 面談 68
- 3 受診勧奨 72
- 4 保健指導 78
- 5 職場巡視 85
- 6 衛生委員会 97
- 7 衛生講話 104
- 8 過重労働面談 113
- 9 メンタルヘルス対策 124





- 10** 自殺対策 136
- 11** ストレスチェック 145
- 12** ストレスチェック—高ストレス者面談 154
- 13** ストレスチェック—集団分析 159
- 14** 復職支援 165
- 15** 健康情報の取り扱い 175
- 16** がん検診 186
- 17** 勧告権 201
- 18** ブラック産業医 207

この本の読み方

● 落とし穴とは何か

この本では、いくつもの産業医活動における落とし穴について説明をしています。落とし穴といっても様々な意味合いがあります。例えば、産業医の役割として間違っただけのもの、産業医活動として効果がないものや出にくいもの、事業活動に逆効果なもの、労働者の健康に対して有害にもなりうるもの、社会環境に対しても悪影響を及ぼすものなどです。そして、落とし穴によっては挽回や修正がきくものから、致命的にもなりうるものまで様々あります。産業医活動には正解がないとよく言われますが、それは企業によって事情が異なり、企業ごとの産業医活動があるためであり、企業のニーズや労働者のニーズ、社会的なニーズも時代とともに変わるといってもあります。そのため、企業によっては「落とし穴」とは言えないケースもありえるでしょう。この本で説明している落とし穴の存在を認識した上で、もしはまってしまっていると感じた場合には、その意味合いや影響度合い・深角度合いを評価し、直ちに修正しなければいけないのか、もう少し様子を見られるのか、といったことを判断してください。

● 落とし穴を踏まえた上での産業医活動の進め方

この本で一貫して伝えたいことは、やりすぎや押し付けは良くないということです。産業医活動は企業の安全衛生活動に含まれるものであり、産業医一人の考えで行うものではなく、企業が必要とすることや、企業に必要なことを見極めて進めていくものです。そして安全衛生活動の主体たる企業や労働者、社内の様々な関係者を巻き込んで、丁寧に協議しながら進めていくことが重要です。脇役であり助言者である産業医は、独立した立場で公正・公平さも意識しながら、専門職として企業の安全衛生活動を推進していく必要があります。本書で説明している落とし穴は、絶対にやってはいけない、やるべきではない、ということが伝えたいものではありません。あくまで落とし穴に注意しながら、関係者と協議、合意形成を図りながら推進してほしいということになります。なお、産業医活動は、予防活動の特性上、今困っているわけではない人々に対する介入が多くなりますので、特に本人の自己決定権の尊重は忘れてはならない視点だと思います。

2

臨床医マインド

このようなことはありませんか？

- 🐾 臨床医マインドバリバリで産業医活動を行っていませんか？
- 🐾 主治医と産業医のダブルスタンダードになっていませんか？
- 🐾 疾病性ではなく事例性に着目して対応していますか？



2

面談

このようなことはありませんか？

- ▶ 従業員に対して長時間にわたり一方的に説明をしていませんか？
- ▶ 面談の対象者である従業員は面談の目的やゴールを理解していますか？
- ▶ 臨床現場の医療面接と、産業保健現場の面談との違いを押さえていますか？

あれ？ 今の産業医との面談は何のためだったんだろう？



せっかく面談をしたのに、面談の目的を理解していない労働者

この産業医はけっきょく何をしてくれるのかな？



産業医の役割がわからない労働者

はい、大丈夫ですねもう、けっこうですよお大事にしてください



臨床の外來のように面談を行ってしまう産業医

8

過重労働面談

このようなことはありませんか？

- 📌 法令のあるべき論ばかり伝えていませんか？
- 📌 実現可能性の低い提案ばかりしていませんか？
- 📌 残業を制限するだけの役割になっていませんか？



法令違反ばかり主張する産業医



企業の実情を理解しない産業医



健康障害を極端に主張する産業医



実現可能性の低い提案をする産業医